

条例指定により寄附金控除の対象とするNPO法人の
考え方等に関する最終取りまとめ

平成23年12月

川崎市市民活動推進委員会

はじめに

川崎市における市民活動は、平成13年9月に策定された「川崎市市民活動支援指針（以下「指針」という。）」に基づいて推進されている。この「指針」に基づく市民活動の推進について協議・検討を行うために設置されたのが、川崎市市民活動推進委員会である。本委員会においては、「指針」に掲げられた「支援の基本的な柱」である「人材育成」「資金の確保」「活動の場」「情報の共有化」の4つの視点から様々な検討を行い、行政においても本委員会の提言等に基づき、各種の具体的な支援策が展開されてきたところである。

現在、川崎市における市民活動は、幅広い分野において活発に実施されており、複雑化・多様化した地域課題の解決や豊かな地域社会づくりに大きな役割を果たしている。しかしながら、市民活動団体の多くは資金不足の悩みを抱え、資金面で事業展開に制約があり、情報発信も不十分な状況にある。その結果、法人の活動への支持が広がらず、寄附金等が集まらないまま、資金不足が解消されないという悪循環に陥っていることが課題となっている。

そうした中、本年6月の地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金控除の対象となる特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を、各自治体が条例で指定することができる制度、いわゆる「条例指定制度」が創設された。この制度の導入の可否や指定するNPO法人の基準等は、自治体の裁量に委ねられているが、市民からNPO法人への寄附を促進する仕組みをつくることは、市民社会の中で市民同士が相互支援し、社会に参画するシステムを構築することであり、市民活動を推進するうえで大変有意義であると考えられる。

そのため、本年7月、本委員会に小委員会を設置し、制度導入にあたっての考え方について、集中的な検討を重ねてきた。また、11月には、「中間取りまとめ」に基づき市民意見交換会を開催するなど、市内において活動するNPO法人関係者等の幅広い意見を伺ったところである。このたび、それらの意見を踏まえ、最終的な取りまとめを行ったものであるが、川崎市における「条例指定制度」が、市内の市民活動の推進に寄与するものとなるよう期待したい。

平成23年12月

川崎市市民活動推進委員会委員長 武藤 博己

目次

I 検討にあたって	1
1 条例指定制度の創設	1
2 NPO法人の現状	1
(1) NPO法人制度の概要	
(2) NPO法人の事業規模等	
(3) NPO法人の財政面の課題	
(4) 川崎市におけるNPO法人	
3 NPO法人に関わる制度改正の概要	3
(1) 所轄庁の変更	
(2) 認定NPO法人の要件緩和	
(3) 仮認定NPO法人制度の創設	
(4) 条例指定制度の創設	
(5) 認定NPO法人の寄附金控除の拡充	
II 基本的な考え方	6
1 制度導入の意義	6
(1) 「川崎市市民活動支援指針」から見た視点	
(2) 「かわさき市民公益活動助成金制度」から見た視点	
(3) 認定NPO法人制度から見た視点	
2 条例指定にあたっての基本的な考え方	8
(1) 対象とすべき法人の考え方	
(2) 制度設計にあたって留意すべき事項	
3 指定基準の基本的な考え方	9
(1) 指定法人に求められる公益性と運営面での健全性	
(2) 認定要件との関係性	
(3) 「公益要件」の考え方	
(4) 「運営要件」の考え方	
(5) 事業規模や状況等に応じた特例措置	
III 具体的な要件の考え方	15
1 公益要件	15
(1) 条例指定の対象となる法人	
(2) 「公益要件」の具体的な基準	
2 運営要件	22
(1) 「運営要件」の具体的な基準	

IV その他	23
1 他の自治体との連携	23
(1) 神奈川県との連携	
(2) 近隣自治体との連携	
2 審査	24
(1) 審査形式	
(2) 審査方法	
3 各種期間等の設定	25
(1) 条例指定の頻度	
(2) 実績判定期間	
(3) 指定の有効期間	
4 広報等	26
(1) 効果的な広報	
(2) 寄附促進の取組	

資料

資料1 NPO法人新制度の概要	28
資料2 条例指定制度における要件の考え方	29

参考資料

川崎市市民活動推進委員会設置要綱・検討経過	33
川崎市市民活動推進委員会・同小委員会名簿	34

I 検討にあたって

1 条例指定制度の創設

平成22年12月に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」において、市民公益税制に係る改革の取組の一つとして、地域において活動する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を支援するため、個人住民税の控除対象となる寄附金の拡大を行うことが示された。

これを受け、平成23年6月、地方税法等が改正され、個人住民税（市民税6%、県民税4%）の寄附金控除の対象となるNPO法人を各自治体が条例により指定できる、いわゆる「条例指定制度」が創設された。地方税法は、控除の対象となる寄附金を「住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの」とだけ規定しており、この制度の導入の要否や指定の基準等、全ては各自治体の裁量に委ねられている。そのため、川崎市において条例指定制度を導入するにあたり、寄附金控除の対象とするNPO法人の考え方等について検討する必要がある。

2 NPO法人の現状

市民活動団体には、法人格を持たない任意団体を含めて様々な形態があるが、条例指定制度は、NPO法人のみを対象にした制度である。

NPO法人の現状は、次のとおりとなっている。

(1) NPO法人制度の概要

平成7年1月、阪神・淡路大震災が発生し、市民のボランティア活動が大きな力を発揮した。また、市民団体による福祉やまちづくりなどの地域の課題への取組も広がりを見せていた。

このような市民の自主的・自発的な活動を活性化するための環境整備として、それまでの社団法人や財団法人とは異なり、より簡便に法人格を取得することができる制度が必要とされ、平成10年3月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が成立した。このNPO法が定めた要件によって設立された「不特定かつ多数のものの利益のために活動する団体」がNPO法人である。

NPO法人を設立するためには、その団体がNPO法の要件を満たしているという所轄庁（都道府県や内閣府）の認証が必要であり、最終的には法務局に登録することで成立する。

(2) NPO法人の事業規模等

NPO法人制度の創設以来、NPO法人の数は着実に増加を続けており、全国では4万3千を超える法人が設立され、NPO法において規定された17の活動分野で幅広い活動を行っている。

内閣府が行った調査^(※)の結果によると、全国にわたって事業を行っている法

人が約8%ある一方で、約37%の法人が一つの市町村（東京都特別区を含む。）の区域内において、地域に根ざした事業を行っている。また、特定非営利活動事業における事業費総額の平均値は、1,765万円であるが、分布状況の中央値は543万円となっており、事業規模が1億円以上もある法人がある一方で、約半数の法人は500万円以下となっている。

※ 「平成21年度市民活動団体等基本調査」（平成22年8月 内閣府公表）

(3) NPO法人の財政面の課題

「NPO法人」という法人格を取得したことにより、行政等から補助金・助成金等が受けられるということはなく、寄附金控除に係る税制上の優遇措置もない。

NPO法人は、事業の採算性よりボランティア的な意識で事業を行っていることが多く、慢性的な資金不足となっている場合が多いため、資金面で事業展開に制約があり、情報発信も不十分な状況にある。その結果、法人の活動への支持が広がらず、寄附金等が集まらないまま、資金不足が解消されないという悪循環に陥っていることが課題となっている。

平成13年には、多様な税制上の優遇措置が受けられる認定NPO法人制度が、創設されている。しかしながら、認定要件が厳しいことなどから、全国で4万3千を超える法人のうち、認定を受けているのはわずか242法人（平成23年12月16日現在）であり、全体に占める割合は約0.5%にとどまっている。

(4) 川崎市におけるNPO法人

川崎市は、市内のみに事務所を置いているNPO法人の認証事務を所管しており、所管法人数は、313法人（平成23年11月30日現在）となっている。

NPO法人は、NPO法において規定された複数の分野をまたがって活動するケースが多く（1法人当たり約2.4分野）、活動の多い分野は、次のとおりである。なお、全国平均と比較しても構成比に特段の差異はなく、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行っている法人の比率が圧倒的に多い。

1 保健・医療又は福祉の増進を図る活動	181 法人（構成比約58%）
2 子どもの健全育成を図る活動	85 法人（構成比約27%）
2 社会教育の推進を図る活動	85 法人（構成比約27%）

また、川崎市が所管する法人の平成21年度実績（314法人：平成23年3月31日現在）を見ると、特定非営利活動事業における事業費総額の平均値は、約1,700万円であるが、分布状況の中央値は約500万円となっており、前述の内閣府の調査結果とほぼ同様の状況である。

なお、個人・団体等からの寄附金・賛助会費収入のある法人数は、314法人中、139法人（約44%）であり、10万円以上の寄附金等収入があったのは97法人（約31%）となっている。

3 NPO法人に関わる制度改正の概要

平成23年6月に行われたNPO法人に関わる制度改正は、平成10年のNPO法成立以来の抜本的な改革であり、前述の「条例指定制度の創設」をはじめとした大幅な見直しが行われている（資料1「NPO法人新制度の概要」参照）。

(1) 所轄庁の変更

NPO法人の認証事務は、現在、法人の事務所の所在地により、内閣府又は都道府県が所轄庁として実施している。このたびの改正により、平成24年4月から、内閣府は所轄庁ではなくなり、都道府県又は政令指定都市が所轄庁として認証事務を実施することになる。政令指定都市は、その区域内のみに事務所を有する法人を所管し、それ以外の法人については、主たる事務所のある都道府県が所管することとなった。なお、川崎市は、平成22年4月に、神奈川県からの事務移譲を受けて、川崎市内のみに事務所を置いているNPO法人の認証事務を所管しているため、認証事務については、事務移譲に伴う申請・届出窓口の変更はない。

また、現在、国税庁が行っているNPO法人の認定事務についても、新たに認証事務の所轄庁となる都道府県又は政令指定都市が実施することになる。

(2) 認定NPO法人の要件緩和

認定NPO法人については、「新しい公共」の担い手を育てるという観点から、一部の要件が緩和されるなど、以前より取得が容易となった。

認定NPO法人制度の要件のうち、最も満たすことが難しいと一般的に言われているのが、PST（パブリック・サポート・テスト）要件である。これは、法人が広く一般から支持されているかどうかを測る指標であり、「収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上（相対値基準）」という基準であった。このため、事業規模が大きいほど、多額の寄附金等の収入がないと要件を満たさないことから、認定NPO法人の数が増加しない大きな要因となっていた。

こうしたことから、このたびの改正では、相対的な寄附割合を基準とする「相対値基準」に加え、「3,000円以上の寄附者が年平均100人以上」という事業規模に係わらない絶対的な数値を基準とする「絶対値基準」を新たに設け、両者のいずれかを選択することができることとなったため、事業規模が大きい法人であっても認定が受けやすくなった。

さらに、「条例指定」を受けた法人は、その条例を制定した自治体の区域内に事務所を有する場合には、PST要件を満たすことも新たに規定された。このため、相対値基準や絶対値基準を満たさない法人でも、「条例指定」を受けることにより、認定の取得が可能となった。

これらの措置により、「相対値基準」「絶対値基準」「条例指定」のいずれかを満たすことでPST要件を満たすこととなり、認定要件の大幅な緩和が図られた。

なお、条例指定制度と認定制度の関係性については、「II 基本的な考え方」の

「1 (3) ア 二つの制度の関係性」の中で詳述する。(P.7 参照)

(3) 仮認定NPO法人制度の創設

NPO法人のスタートアップを支援する仕組みとして、設立の日から5年を経過しない法人^(※)については、PST要件以外の認定要件を満たしていれば、「仮認定」が受けられる制度が創設された。

仮認定法人は、法人自体への税の優遇措置がないことなど一部を除き、認定法人と同様の税優遇が認められている。「仮認定」の有効期間は3年間であり、有効期間内に多くの寄附金を集めて相対値基準や絶対値基準を満たすか、事務所のある自治体で条例指定を受けることによりPST要件を満たせば、「認定」に移行できることになる。

なお、法施行後3年間に限っては、設立の日から5年を経過した法人も仮認定の対象とする経過措置が設けられている。

※ 認定要件の一つに、「設立の日以後1年を超える期間が経過していること」という要件があるため、設立後1年未満の法人は認定が受けられないこととなる。

(4) 条例指定制度の創設

前述したとおり、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を各自治体が条例により指定できる、いわゆる「条例指定制度」が創設された。これにより、県と市の双方で指定を受けた場合、個人住民税分10%（市民税6%+県民税4%）の寄附金控除が可能となり、個人が1万円の寄附をすると、最大で800円程度（（1万円-控除適用下限額2,000円）×10%）の税額控除が受けられるようになった。

(5) 認定NPO法人の寄附金控除の拡充

認定NPO法人への寄附については、寄附者の税負担を軽減するため、それまでの所得控除に加えて税額控除が選択できるようになった。これにより、所得税分40%と個人住民税分10%（市民税6%+県民税4%）を併せて、最大で50%の税額控除が可能となるなど、寄附金控除の内容が拡充され、個人が1万円の寄附をした場合、最大で4,000円程度（（1万円-控除適用下限額2,000円）×50%）の税額控除が受けられるようになった。

なお、個人住民税の控除については、認定を受けるとその法人が自動的に控除対象となるわけではなく、別途、法人が各自治体の条例に基づく「指定」を受けていることが必要である。ここでいう「指定」は、いわゆる「条例指定制度」による指定とは異なり、対象が認定NPO法人に限定された別の手続きである。

NPO法人に係わる制度の主な改正点

	改正前	改正後
①（認証）NPO法人 【認証を受けて登記すると法人格を取得】 全 国：約 43,700 法人 神奈川県：約 3,000 法人 川 崎 市：約 350 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府又は都道府県が認証 (※川崎市は、県から事務移譲を受けて事務実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は政令指定都市が認証
② 認定NPO法人 【認定を受けると所得税の寄附金控除等の対象】 全 国：242 法人 神奈川県：20 法人 川 崎 市：1 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁が認定 ・PST要件は「収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上」のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は政令指定都市が認定 ・PST要件の選択肢に「3千円以上の寄附者が年平均100人以上」と「条例指定の取得」が追加 ・仮認定制度（PST要件免除）の新設 ・寄附金控除の拡充
③ 条例指定NPO法人 (※新設) 【条例指定を受けると個人住民税の寄附金控除対象】		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての都道府県及び市区町村が指定可 ・制度導入の要否や指定の基準等は各自治体の裁量 ・NPO法人の名称等を条例に記載 ・条例指定の取得で、認定のPST要件を満たす

(注) 法人数：認証はH23.11.30現在、認定はH23.12.16現在のデータ。神奈川県及び川崎市の法人数は、主たる事務所がその区域内にある法人数。なお、川崎市内にのみ事務所がある本市所管法人数は、H23.11.30現在、313法人。

II 基本的な考え方

1 制度導入の意義

条例指定制度については、導入の要否や指定するNPO法人の基準等が自治体の裁量に委ねられている。このため、川崎市の既存の施策や、類似の制度との関係性を整理し、導入にあたっての考え方を明確にする必要がある。

(1) 「川崎市市民活動支援指針」から見た視点

ア 「支援」の考え方について

平成13年に策定された「川崎市市民活動支援指針（以下「指針」という。）」では、冒頭で「行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が『相互支援』していく」という、「支援」についての基本的な考え方を示している。

一人ひとりの市民からNPO法人へと、行政等を介さない直接の寄附を促進する仕組みは、市民同士の「相互支援」システムの形成であり、「指針」における「支援」の基本的な考え方に沿うものと考えられる。

イ 「自己資金の確保」について

「指針」では、「支援の基本的な柱」として、「人材育成」「資金の確保」「活動の場」「情報の共有化」の四つを挙げている。

このうち、「資金の確保」においては、市民活動団体の資金源を「自己資金」「事業収入」「補助金・助成金」の三つのタイプに分け、「資金確保に向けて、資金源の多様化を図り、異なるタイプの資金源の拡大に努める」ことを掲げている。

さらに、「自己資金」の確保に向けて、「一定の基準を満たす市民活動団体への寄付に対する市税優遇の検討も必要となろう。」と提言している。

ウ まとめ

条例指定制度の趣旨については、「指針」において既に提言されている。川崎市が目指す「市民活動支援」を推進する施策の一つである「資金の確保」に向けた環境を整備する制度として、位置付けることができると考える。

(2) 「かわさき市民公益活動助成金制度」から見た視点

ア 制度の概要

「かわさき市民公益活動助成金制度」は、「指針」における市民活動団体の資金源の三つのタイプのうち、「補助金・助成金」に位置付けられ、「公益財団法人かわさき市民活動センター」が、市の補助金等を原資として制度運営を行っている。

この制度は、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内で公益的な活動をしているボランティア団体や、NPO法人を含む市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援する制度である。助成メニューは二つあり、発足間もない団体（3年未満）が行う事業を対象としたスタートアップ助成と、発足後、数年を経過した団体（3年以上）がこれまでの活動を充実させて行う事業等を対象とするステップアップ助成からなっている。

イ 制度の活用状況

助成金の交付団体数に占めるNPO法人の割合は、スタートアップ助成で13.6%、ステップアップ助成で18.8%と概して低い（平成19年度～23年度の平均値）。このことから、助成金の80%以上が法人格を持たない任意団体によって活用されていることが分かる。

ウ まとめ

川崎市における市民活動への既存の財政的支援制度である「かわさき市民公益活動助成金制度」は、広く市民活動団体に活用されている。任意団体や、認定・条例指定を受けることが難しい小規模又は新規のNPO法人も、この助成金制度を活用した財政的支援を受けられる。

そのため、この制度に加えて、NPO法人に限定された財政的支援制度である条例指定制度を導入することは、対象が重複することも少なく、支援メニューの充実につながり、市民活動の活性化を図るために有意義であると考えられる。

このことから、既存の「かわさき市民公益活動助成金制度」と並ぶ市民活動への財政的支援制度として、新たに「条例指定制度」を位置付けることが適当であると考えられる。

(3) 認定NPO法人制度から見た視点

ア 二つの制度の関係性

条例指定制度は、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を、自治体が独自に条例で指定することにより、市民からその法人への寄附を促進し、地域における活動を支援する制度である。

一方、条例指定を受けた市内に事務所があるNPO法人は、多様な税制優遇が受けられる認定NPO法人制度の要件の一つであるPST要件を満たすことになる。

このため、国税の税制優遇も受けられる認定NPO法人になる際の公益性の判断を、法律による定め以外に自治体の判断により決めることを可能とし、地域に根ざした活動を行うNPO法人が認定NPO法人になる機会を広げることができる制度であると捉えることもできる。

なお、条例指定を受けて認定NPO法人となった場合には、国税である所得税及び法人税等にも寄附金控除の影響が及ぶことになる。このため、国が慎重な手続きを求め、指定する法人の名称等を条例に記載することが地方税法で規定された。指定法人名等を条例に記載するためには、条例を所管する自治体の議会の承認を得なければならない制度となっている。

イ まとめ

条例指定制度は、自治体独自の判断により、NPO法人の地域に根ざした活動を資金面から支援することができる制度であり、地方分権改革の推進にもかなうものである。また、より多様な税制優遇を受けられる認定NPO法人になる機会を広げることができるものでもあることから、特定非営利活動の推進を図るうえで、有意義な制度である。

なお、条例指定制度の制度設計にあたっては、認定NPO法人制度との税優遇の差を十分考慮し、二つの制度の関係性に留意して、検討を行う必要があると考える。

2 条例指定にあたっての基本的な考え方

条例指定制度は、自治体の責任と判断により指定を行う制度であり、指定要件も各自治体が独自に設定するものである。川崎市でも、個別に要件を設けることになるが、具体的な要件設定に先立ち、どのような法人を条例指定の対象とすべきかの考え方や留意点について、基本的な考え方を整理する。

(1) 対象とすべき法人の考え方

NPO法人等の市民活動団体は、市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、行政の領域ではない、公的領域の担い手として、重要な役割を果たしてきている。

川崎市では、市民活動の活性化を図っており、市民と行政による豊かな市民社会の実現に向け、「参加と協働による市民自治のまちづくり」を推進することを目的として、様々な支援を行っている。条例指定の要件設定にあたっては、この点を重視し、地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定することが適当であると考えられる。

なお、条例指定したNPO法人への寄附は、自治体運営の財源の一つである個人住民税の控除対象になり、さらに条例指定によって認定NPO法人のPST要件を満たすことから、「幅広く指定する」とはいつても、「指針」にもあるように、「行政や企業にはない特性を生かした公共サービスの提供主体」として、活動を行っているということも考慮すべきであると考えられる。

(2) 制度設計にあたって留意すべき事項

ア 「相互支援」の促進

市民が法人の活動に参加する「直接的な支援」とともに、寄附による法人への「間接的な支援」を促進するためには、法人の活動に対する市民の共感が不可欠である。条例指定を受けることを目指して、法人が更なる情報公開に努め、寄附を集めるための取組が進むことが望ましい。条例指定制度の導入により、広く市民が法人の活動に参画するようになり、市民社会の中で市民同士の「相互支援」が促進されるような制度を構築することが必要である。

イ 指定基準の明確化

指定にあたっては、透明性や公平性を確保することが必要である。このため、できるだけ裁量の余地を少なくすることが必要であり、条例や規則等において可能な限り指定基準を明確化することが望ましいと考える。

ウ 指定事務の効率化

制度設計にあたっては、指定を申請するNPO法人側の事務負担や、審査を行う行政側の事務効率（行政コスト）等に配慮することが必要である。このため、いたずらに煩雑な書類の提出を求めることや、無用に厳格な審査を行う制度とならないよう留意する必要がある。

エ 神奈川県等との連携

多くのNPO法人は、県民税と市民税を併せて10%の寄附金控除が受けられるよう、県と市の双方に条例指定を申請することが想定される。

本来、県と市は、個別の判断と責任で条例指定した法人に対して寄附金控除による税の優遇を与えるべきであるが、県と市の整合性や法人の事務負担軽減等を考慮し、基本的な考え方を共有したうえで、柔軟に対応できるような制度とすることが望ましい。

なお、県においては、県内の市町村が寄附金を受け入れる法人として条例で定めたもので、知事が適当と認めたものは、県の公益性を判断する指定基準に該当するものとする予定である。

また、市域を超えて広域的に活動している法人もあることから、近隣の自治体のうち、少なくとも県内自治体については、一部手続きの共通化を図るなど、できる限り柔軟に運用できるような制度となることが望ましい。

3 指定基準の基本的な考え方

指定基準の検討に際しては、認定NPO法人制度の認定要件との関係性を踏まえながら、指定基準の基本的な考え方を整理することが妥当であると考えられる。

また、法人の事業規模や状況等に応じた制度設計についても検討する。

(1) 指定法人に求められる公益性と運営面での健全性

条例指定を受けることにより税が優遇されるため、指定法人には一定の基準を満たす「公益性」があることが必要である。このため、不特定かつ多数のものの利益に資する一定の公益性のある活動を行っていることについて、判断する基準を設定することが適当である。

また、NPO法人の運営が健全に行われていることも重要であり、市民からの寄附金を適正に活用するという点からも「運営面での健全性」が求められる。このため、財務状況や情報公開等が適切であることを判断する基準も併せて設定する必要がある。

以上の点から、条例指定にあたっては、法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と、運営面での健全性を判断する「運営要件」の二つの判断基準を設けることとする。

(2) 認定要件との関係性

認定NPO法人制度の認定要件は、寄附金控除の対象となるNPO法人の判断基準として確立されており、条例指定の判断基準の検討にあたって、参考となる指標である。

条例指定されることにより、市内に事務所がある法人は認定要件の一つであるPST要件が満たされることになるが、条例指定の要件の一部を認定要件と共通化すれば、条例指定を受けた法人が認定申請にあたって新たに課される要件が少なくなり、法人の負担軽減を図ることができる。

これらのことから、条例指定制度の基準は、認定要件を準用することが適当であると考えられる。

(3) 「公益要件」の考え方

認定NPO法人制度においては、公益性を判断する主な基準として、PST要件が設定されている。具体的には、「収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上」又は、法改正により新たに設けられた基準である「3,000円以上の寄附者が年平均100人以上」というものである。活動対象や区域が限定的な地域に根ざした活動を行うNPO法人にとって、これらの基準を満たすことは、困難な場合が多いと思われるため、条例指定における公益要件の難易度は、PST要件より一定程度緩くすることが適当であると考えられる。また、認定と条例指定とで、NPO法人が受けられる税優遇の状況からも、公益要件は、PST要件より一定程度は緩くすることが適当であると考えられる。

このため、PST要件の数値基準を地域の実情等を考慮して緩和し、そのまま条例指定における公益要件とすることが考えられる。例えば、人口が相対的に少

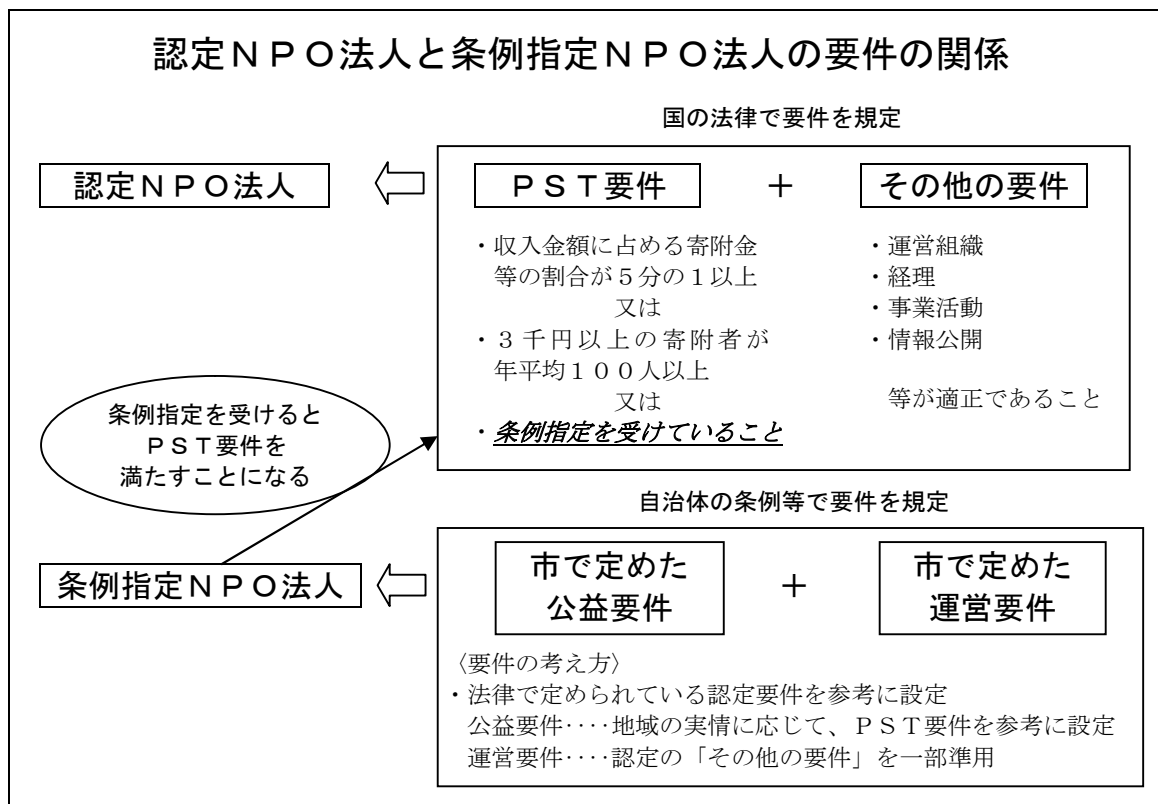
ない自治体において、全国一律の基準である「3,000円以上の寄附者が年平均100人以上」を、地域の実情に応じて「50人以上」とすることなどである。

ただし、このような場合、条例指定を経て認定NPO法人へ移行する際に、その自治体で指定を受けた法人だけが、結果として「数値基準の低いPST要件(絶対値要件)」で認定が取得できることになってしまうことに留意する必要がある。このため、基準を安易に緩くするというのではなく、地域の実情に応じた自治体独自の視点で、一定の合理性をもって設定することが適当であると考える。

(4) 「運営要件」の考え方

条例指定を受ける法人は、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、寄附者や市民に対して十分な情報公開を行うことが求められる。

認定NPO法人制度においては、PST要件以外の要件が、基本的に法人の運営状況を判断する要件となっている。これらの要件は、認定NPO法人制度が10年以上にわたり運用される中で、法人の運営状況を判断する基準として、確立されてきたものである。また、条例指定を経て認定を取得する法人の利便性にも配慮すると、「運営要件」の設定にあたっては、認定NPO法人のPST要件以外の「その他の要件」を基本とし、その一部を準用することが適当である。



(5) 事業規模や状況等に応じた特例措置

条例指定を受けるメリットは、個人住民税の寄附金控除の対象法人となることと、市内に事務所がある法人はP S T要件を満たすため、認定が受けやすくなることの二つがある。

川崎市における「対象とすべき法人の考え方」は、「地域に根ざした活動を行うN P O法人を幅広く指定」することにあるが、指定を受けると多様な税制優遇を受けられる認定N P O法人になりやすくなることから、安易に要件の難易度を低くすることは適当ではない。

こうしたことから、条例指定制度のこのような特性を踏まえたうえで、指定を受ける目的、事業規模や状況等に応じた特例措置を設けることにより、法人にとって活用しやすい、バランスの取れた制度となるよう検討する必要があると考える。

ア 事務負担軽減のための特例（緩和特例）

条例指定を申請する法人の全てが、認定N P O法人になることを目指すわけではないと想定される。

条例指定の申請には一定の事務負担が生じるが、専門の事務員を雇用できないような事業（財政）規模の法人に対して、条例指定を経て認定を受けることを目指すような法人と一律の要件を課すことは、「幅広く指定」という趣旨から合理性を欠くと考える。

このため、そのような法人に限って運営要件を緩和する「緩和特例」を設けることが考えられる。この特例は、あくまでも法人の事務負担軽減のための措置であり、事業規模と公益性は直接的な相関関係がないため、特例により要件を緩和するのは、法人の運営状況を判断する基準である「運営要件」のみとするのが適当であると考えられる。

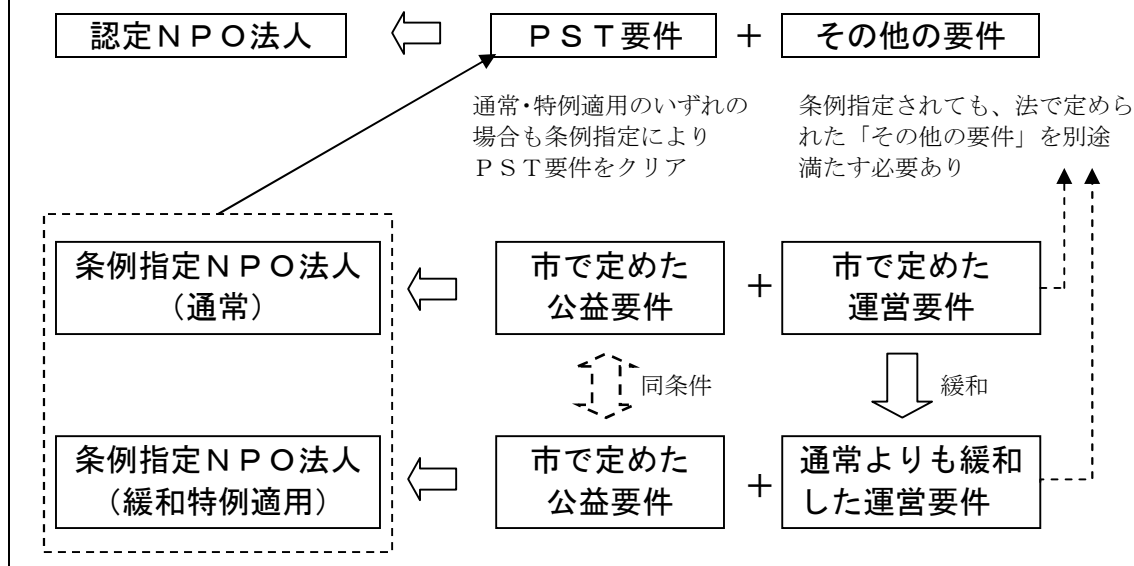
なお、緩和特例を使って条例指定を受けても、特例を受けずに指定された場合と同様、市内に事務所がある法人は、認定要件の一つであるP S T要件を満たすことになるが、認定を取得するには、P S T以外の認定要件を改めて全て満たさなければならない。このことから、運営要件を一部緩和しても、特例を受けずに条例指定を受けた法人との公平性は保たれる。なお、仮に、公益要件を緩和した場合には、認定を取得するときにP S T要件を改めて満たす必要が生じないことから、公平性に欠けてしまうことになる。

こうしたことから、一定の事業規模以下の法人については特例措置を設け、公益要件は緩和せず、運営要件のみ一部緩和することが適当であると考えられる。

また、この特例は、事業規模に基づき対象となる全ての法人に対して一律に適用するのではなく、法人が適用の要否を選択できるものとする。

条例指定における緩和特例の考え方

事業規模等の理由から、認定NPO法人を目指さず、条例指定NPO法人の取得のみを目指す法人に対して緩和特例を設ける。ただし、緩和特例により条例指定を取得した際にも、認定要件のPSTを満たしてしまうので、公平性を保つため、緩和要件については、認定取得の際に改めて必要となる「その他の要件」を対象として設定する。



なお、特例を適用可能とする法人を判断する基準については、認定NPO法人制度における「小規模法人の特例」の基準を一部準用し、「実績判定期間における年間平均収入額が800万円以下であること」を基本に検討することが適当であると考えます。この特例は、基本的には申請手続きに係る事務負担を軽くするという趣旨から設定されているもので、準用することに合理性があると考えます。

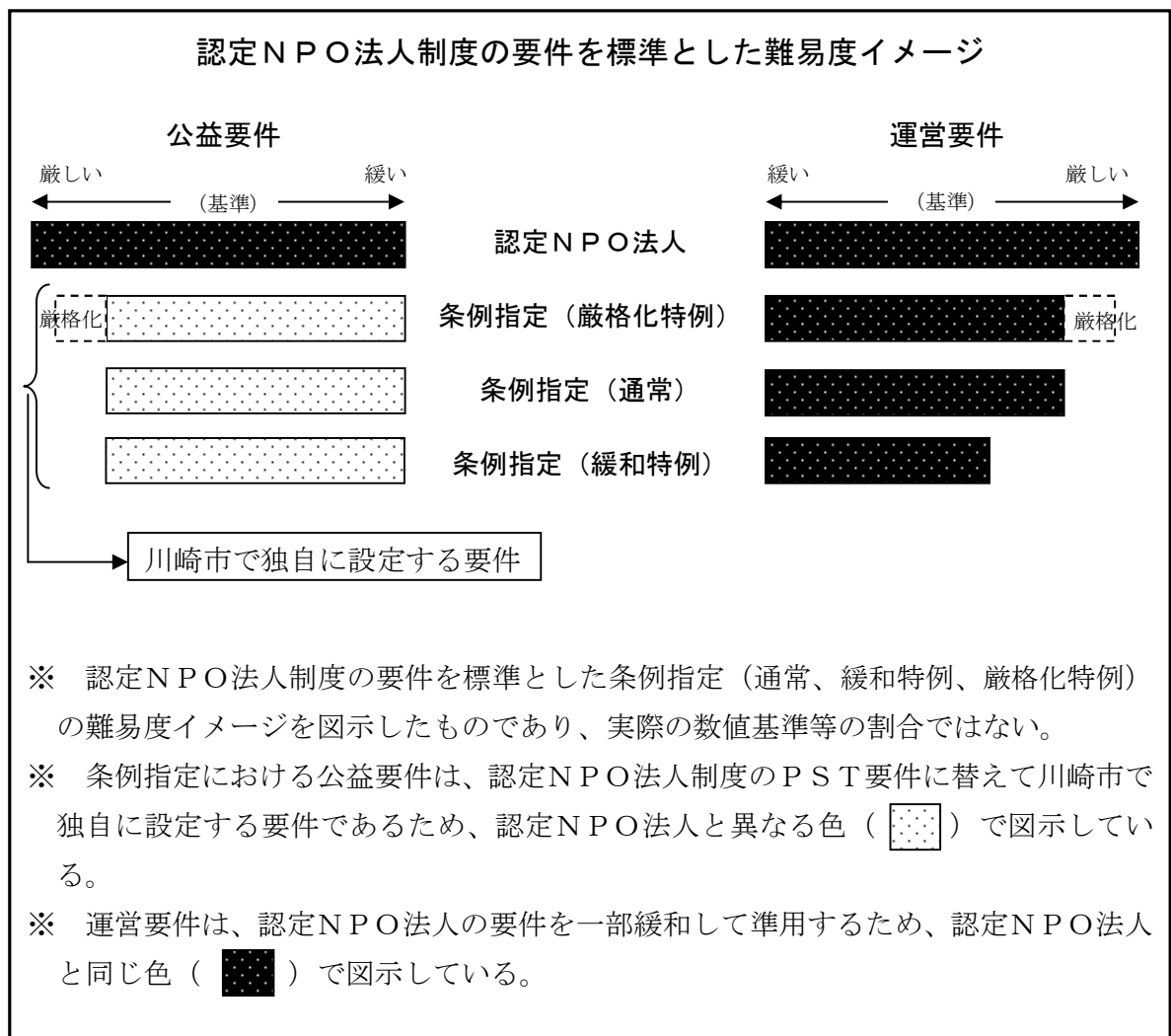
イ 財政的支援の必要性に応じた特例（厳格化特例）

NPO法人は、営利を目的としないことから、活動による収入は、事業費や人件費等の必要経費に充て、剰余金（利益）が生じた場合にも社員、正会員等の構成員で分けず、次年度の事業に使うこととなっている。

しかしながら、一部の法人では、剰余金（利益）をさらなる事業展開に活用せずに余裕資産として内部留保したり、剰余金（利益）の配分と取られかねないような額の役員報酬及び人件費を支出したりするなど、法人運営が営利企業に準じているという状況もある。このような法人については、活動内容の公益性を否定するものではないが、寄附金控除の対象としてまでの財政的支援の必要性は低いと考えられる。この場合、そもそも寄附金控除の対象としないという考え方もあるが、条例指定を経て認定を受けることを目指す場合もあることから、対象外とするのは合理性に欠けると考える。

そのため、財産（剰余金等）の総額や、一人あたりの役員報酬及び人件費の支出額等が、一定額（又は事業費総額に占める一定の割合）を超える場合、特例として、一部の要件を厳格化することも検討課題とする必要があるのではないかと考える。

なお、特例を適用する基準や、要件をどの程度厳格化するかについては、非常に慎重な判断が求められることから、公益社団・財団法人の認定基準や具体的な法人の実態など、様々な点を十分に勘案したうえで、実効性を踏まえて検討するのが適当であると考えます。



Ⅲ 具体的な要件の考え方

1 公益要件

(1) 条例指定の対象となる法人

条例で指定する法人には、一定の基準を満たす「公益性」が求められており、川崎市において「不特定かつ多数のものの利益に資する一定の公益性」があるか否かを判断するには、その「活動」に着目することが適当であると考えられる。

まず、条例指定の対象となる法人について、市内での活動実績、市内での活動の広がり、活動分野、活動の適正性といった観点から整理する。

ア 市内での活動実績

NPO法人は、一定の公益性を持つ法人である。しかしながら、全国にある4万3千以上のNPO法人が、川崎市の区域内という限られた地域での「公益性」を持っているわけではない。

このため、「川崎市における公益性」を担保することが必要であるが、市内での活動は市民が主要な受益者となっていることから、市内での活動実績が一定程度ある法人を、条例指定の対象とすることが適当である。

なお、条例指定制度は、地域で活動するNPO法人を支援するための制度であることから、活動内容が将来にわたって継続されるような、地域に根ざした活動であることにも考慮する必要がある。

イ 市内での活動の広がり

市内での活動は、全市的に行っている場合もあれば、一つの区域や特定の区域内にとどまる場合もあるが、指定の対象となる法人について、市内における「活動区域の広域性」を指定の要件とはしないことが適当である。活動区域に広域性がないことを理由に対象外とすることは、地域で活動するNPO法人を支援する制度の趣旨に反するものと考えられるからである。

なお、一定の地域内の特定の者に対する活動は、原則として共益的な活動とみなされ、NPO法により制限されている。

ウ 活動分野

NPO法人は、NPO法で規定された活動分野において、様々な公益的活動を行っている。複雑化・多様化した地域課題の解決や豊かな地域社会づくりに、その機動力を生かしてきめ細かく対応しており、行政の対応が遅れがちな課題等についても、柔軟に取り組んできている。

このことから、川崎市においては、「地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定する」という観点から、活動分野を問わず、全ての分野で活動する法人を指定の対象とすることが適当であると考えられる。

エ 活動の適正性

NPO法では「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない」とされている。法令等には明確に違反しないものの、社会通念上、「特定の個人又は法人その他の団体の利益」につながるものが疑われる活動を行っているNPO法人については、十分な調査等を行ったうえで、NPO法の趣旨に反する相応の事実がある場合、指定の対象としないことが適当であると考えられる。

なお、ここでいう「特定の個人等」については、法人の役員や直接のサービス等の受益者だけでなく、活動に伴う経費の支出先や、活動によって得られた成果を享受する者等についても含まれるものと考えられる。

(2) 「公益要件」の具体的な基準

条例指定の対象となる法人は、「不特定かつ多数の市民の利益に資する一定の公益性のある活動をしている法人」であり、それを判断する基準は、「市内における活動実績」の有無とする。そのため、「市内における活動実績」があることを確認するために、市民が主要な受益者となっている市内で行われた公益的な活動の実績が、一定程度あることを証明する書類の提出を求めるものとする。

また、活動実績だけでは寄附金控除の対象とすべき公益性の有無を判断しにくい点もあることから、客観的な判断基準も併せて設定しておく必要があると考える。そのため、「地域における支持」を得ていることを数値化した基準を置くことが考えられる。

ア 市内における公益的活動の実績

- ・申請者は、事業報告書等の他、活動実績を証明する書類として例示されたものを参考に、法人の活動を客観的に証明できる任意の書類等を提出する
- ・活動実績の数値基準は設けずに、総合的に判断する

【考え方】

これは、NPO法に規定された「不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与」する活動、すなわち「公益的活動」を、市内において継続的かつ確実に行っていることを確認するための基準である。

NPO法人は様々な活動を行っており、一律の指標で活動の実績を判断することは適切ではないと考えられる。このため、毎年提出され、広く一般に公開されている事業報告書等とともに、その内容を補足し、法人自身が、「活動実績を客観的に判断できる材料として最も適切な書類」により、実績を証明することが適当であると考えられる。

活動実績について、件数や人数等の数値基準を設けることも可能であるが、「地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定する」という川崎市の基本的な考え方を踏まえ、市内で公益的活動を継続的かつ確実に行っていることが確認できれば、あえて数値基準を設ける必要性は薄いと考えられる。

また、活動実績を判断する基準を明確にするため、どのようなものが「判断ポイント」となるかを、あらかじめ設定しておくことが有効である。

さらに、提出書類を例示することにより、審査を行う側がどのような情報を必要としているかが申請者に伝わりやすくなり、必要書類の不足や不要な書類の提出を防ぐことにつながると考えられる。

具体的な判断ポイントと提出書類の例は、次のとおりであるが、事業報告書等とその他の提出書類を併せて、活動実績を判断する。判断ポイントは複数あるが、全ての判断ポイントを満たす必要はなく、提出書類は一部のみでも複数でも可とし、総合的に判断することとする。また、法人が任意で提出する書類については、県市の双方に申請する可能性を考慮して、県との共通性を持たせることにより、NPO法人の事務負担軽減を図ることとする。

【判断ポイントと提出書類の例】 ※ 例示した提出書類は基本的に県と共通

○判断ポイント1

活動が継続的であり、不特定多数の市民の利益につながっていること

(例) 法人の機関誌や活動に係るパンフレット

市民が受益者となる活動をしていることが分かる報道記事

○判断ポイント2

市内での活動がボランティア^(※)によって支えられていること

(例) ボランティアの数や参加の頻度等が分かる名簿

※ ボランティアには、交通費程度の実費支給の場合を含む。

○判断ポイント3

行政との協働や第三者の支援を受け、市内で事業実施した実績があること

(例) 行政との協働の実績が分かる書類

行政や企業等、第三者からの委託・補助・助成等の実績が分かる書類

○判断ポイント4

市内において市民活動団体に対する中間支援活動に関する実績があること

(例) 一定数のNPO法人等、市民活動団体からの推薦書

(注) 判断ポイント全てを満たす必要はなく、総合的に判断する。

イ 地域における支持

- ・ 地域における支持を数値基準によって客観的に判断する
- ・ 具体的な数値基準は、認定要件を参考に、一定金額以上の寄附や会費を負担している川崎市民の人数で定める

【考え方】

これは、地域における法人の活動への支持により、一定の公益性があることを客観的に判断する数値基準である。

前述の「市内における公益的活動の実績」という要件は、公益的活動を市内で継続的かつ確実にを行っていることを確認するために設定したものである。しかしながら、実績が確認されただけで、法人に寄附金控除の対象とするだけの公益性があると判断するのは、不十分であると考えられる。

このため、透明性や公平性を確保するために、別途「地域における支持」という数値基準を設け、地域における法人の活動に対する広い支持があることを明確化することが必要ではないかと考える。これは、市民自らが法人の公益性を判断するという考え方とも言え、あくまでも川崎市民の個人住民税を控除する（その分市税収入が減少する）制度であることから合理性があるものと考ええる。

「地域における支持」を測る基準としては、「署名簿による賛同を表した市民の数」等も考えられるが、一定の負担を伴わない賛同は、基準とするには明確ではない。正会員としての直接的な活動への参加や、賛助会費や寄附という間接的な支援を通じて、広く市民がその法人の活動に参画していることが、明確な「地域における支持」を表すと考える。

こうしたことから、これを担保するために、その法人の活動に賛同して、一定の金銭的な負担（支援）をしている川崎市民の数を要件とするのが適当であると考ええる。

【具体的な基準の考え方】

○ 「一定の金銭的な負担（支援）」の範囲

- ・ 「一定の金銭的な負担（支援）」は、「寄附金」、「賛助会費」及び「会費」とする

認定のPST要件の判定においては、「寄附金」に加えて、対価性が認められない「賛助会費」も寄附金として扱われており、条例指定においても同様に算定対象とすべきであると考ええる。

また、正会員が負担する「会費」については、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、PST要件の絶対値基準の判定においては算定対象外となるが、条例指定では、他に会員特典等の対価がなければ、法人の活動に参画していることに着目して、算定対象に含めて差し支えないものと考ええる。ただし、法人の業務執行責任者等である役員については、支持を受ける

立場であり、与えられている権限は対価性を有すると捉えられることから、算定対象に含めないものとする。

なお、法人の事業の受益者である、いわゆる「利用会員」の会費については、一般に会費がサービス等の利用の対価と認められることから、法人の活動に参画しているとは言えないため、認定と同様に算定の対象外とする。

実際には、「会費」や「寄附金」といっても複合的な性格を持つ場合も多いため、名称にとらわれず、金銭的負担の持つ性格によって、対象となるか否かを判断するのが適当であると考えます。

○「川崎市民」の定義

- ・「川崎市民」の定義は、川崎市自治基本条例における「市民」と同様の考え方とする
- ・具体的には、「市内在住者」、市外在住の「市内在勤・在学者」及び「市内で市民活動等を行っている者」とする

「川崎市民」の定義については、一義的には地方自治法に定める「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民を含む。）ということが考えられる。

一方、川崎市自治基本条例においては、「市民」を「本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」と、範囲を広げて定義している。これは、「本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる『住民』だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づく」との考え方によるものである。

川崎市の個人住民税における寄附金控除の対象となるNPO法人の指定に関わることから、「市民」の範囲は「住民」とすべきではないかとの意見もあったが、条例指定制度における「市民」は、川崎市自治基本条例における「市民」と同様の考え方に立ち、「市内在住者（必ずしも住民登録は要しない）」に加え、市外在住の「市内在勤・在学者」、さらに「市内で市民活動等を行っている者」も、地域社会の構成員として「市民」に含めるものとするのが適当であると考えます。ただし、ここでいう「市内で市民活動等を行っている者」については、「市内在勤・在学者」に準じる程度の地域への関与がある場合に限るものとする。具体的には、指定を申請した当該法人の会員として市内での活動を実際に継続的に行っていることなどについて、当該法人が証明できることを条件に、算定対象とすることが適当であると考えます。

なお、川崎市自治基本条例においては、「個人」だけでなく「団体」も「市民」に含めている。「団体」についても、地域社会の構成員ではあるが、そもそも条例指定制度は個人住民税の寄附金を控除する制度であり、一人ひとりの市民からの寄附を促進することにより、市民社会への参画を促すことが

望ましいことから、「個人」のみを対象とするのが適当であると考え。

○基準とする金額と人数

3, 000円以上の寄附者等が年平均50人以上
又は、
1, 000円以上の寄附者等が年平均100人以上

基準とする金額と人数については、認定のPST要件の絶対値基準である「3, 000円以上の寄附者（正会員は除き、賛助会員を含む。）が年平均100人以上」という指標を参考に、川崎市で所管している法人に対して実施されたアンケート調査の結果^(※)も踏まえて検討する。

はじめに、金額については、PST要件の絶対値基準が、法人の活動を支持していると判断する金額として、「3, 000円以上」と設定していることを考慮し、同額とすることが考えられる。この場合、活動対象や区域が限定的な地域に根ざした活動を行っている法人を指定することを勘案し、算定の対象を川崎市民に限定していることを踏まえ、人数を「50人以上」に緩和することが適当であると考え。

また、できるだけ広い市民の支持があることを重視し、金額よりも人数に重点を置く必要もあると考え。このため、金額を「1, 000円以上」に緩和したうえで、人数を「100人以上」のままとすることが考えられる。

本来、数値基準については、一つである方が明確で分かりやすいという意見もあったが、アンケート調査で回答のあった法人のうち、正会員の「会費」を1, 000円以上と設定しているところが全体の約79%を占めるのに対して、3, 000円以上で設定しているところは約46%と半数以下であることから、数値基準を二つとすることは、より多様な法人が基準を満たすことが可能となり、実態に即した一定の合理性があるものと考え。

上記の二つの基準のいずれかを満たすと推定される法人は、アンケート調査で回答のあった法人の約20%を占めていることから、現時点で基準を満たしていない法人も、相当数が目標として努力すれば達成が現実的な数値であると考えられる。また、現在、これらの基準を満たさない法人についても、条例指定を目指して寄附を集めることにより、法人の活動が活性化されることが期待できることから、寄附金、賛助会費及び会費を合算した金額を基準とすることが適当であると考え。

なお、できるだけ広い市民の支持があることを重視し、PST要件の絶対値基準の算定に準じて、寄附者等と生計を一にする者は一人として数えることが適当であると考え。

また、前述の「厳格化特例」を導入する場合、より広い「地域における支持」があれば、財政的支援を行っても構わないとして、この数値基準を通常より高く設定することも考えられる。

※ 「NPO法人新制度に関するアンケート調査」(平成23年11月 川崎市実施)
 対象数: 310法人、回答数87法人(回収率28.1%)

具体的な数値要件(案)

その法人の活動に賛同して、			
一定の	金銭的な負担(支援)をしている	川崎市民	の数
合計で 3,000円 以上の	①寄附金 ②賛助会費 ③会費 を負担している	①市内在住者 ②市内在勤・在学者 ③市内で市民活動等 を行っている者	年平均 50人 以上
合計で 1,000円 以上の	①寄附金 ②賛助会費 ③会費 を負担している	①市内在住者 ②市内在勤・在学者 ③市内で市民活動等 を行っている者	年平均 100人 以上

(注1) 「3,000円以上が50人以上」又は「1,000円以上が100人以上」のいずれかを満たすことを要件とする。

(注2) 人数の算定にあたっては、一人につき寄附金、賛助会費及び会費を合算した金額を基準とし、重複者及び同一生計者は一人として数えることとする。また、役員は算定対象に含めない。

(注3) 「市内で市民活動等を行っている者」については、「市内在勤・在学者」に準じる程度の地域への関与がある場合に限るものとする。

2 運営要件

(1) 「運営要件」の具体的な基準

運営要件の具体的な基準は、PST要件を除く認定NPO法人の要件の中から、条例指定する法人にとって必要と考えられる要件を選択することとする。

具体的な運営要件は、次のとおりである。

「認定NPO法人制度の認定要件」と「条例指定要件」

認定を受けるための要件	川崎市で条例指定を受けるための要件（案）		
1 パブリックサポートテスト(PST)	独自	独自に指定要件を設定する	公益要件
2 活動の対象 (共益的活動の割合が50%未満)	—	認定NPO法人の取消要件とはなっておらず、要件を課さない	
3 運営組織及び経理	○	認定要件と同一とする	運営要件
4 事業活動 (宗教活動・政治的活動を行っていないこと等)	△	一部を指定要件とする	
5 情報公開	△	原則として、認定要件と同一とするが、インターネットによる指定法人の情報公開を進めるという神奈川県と同様の考え方にに基づき、閲覧書類の一部について、インターネットでの公開を課すこととする。 なお、緩和特例を適用する法人については、閲覧対象の書類を限定するとともに、インターネットでの公開は課さないこととする。	
6 所轄庁への書類の提出	○	認定要件と同一とする	
7 不正行為	○	認定要件と同一とする	
8 所轄庁証明書の交付	(△)	平成24年4月から所轄庁が認定を行うようになるため、認定要件としては不要となるが、指定にあたっては川崎市以外が所轄庁の場合、別途所轄庁に照会を行うことも検討する	
9 設立後の経過期間(1年以上)	○	認定要件と同一とする	

(注1) ○…認定要件を指定の要件とするもの

△…認定要件を一部緩和して、指定の要件とするもの

—…指定要件とはしないもの

独自…認定要件を参考にしつつ、市が独自基準を設定するもの

(注2) 認定を受けるための要件は、細かく規定されており、1項目に複数の要件が課されているものが多い。詳細については、資料2「条例指定制度における要件の考え方」を参照。

IV その他

1 他の自治体との連携

(1) 神奈川県との連携

- ・ 県の条例指定後に申請する場合
 - ⇒①共通する要件の審査の簡略化や、要件の緩和等を検討する
 - ②書式や関係書類の共通化等について、県と調整を図る

【考え方】

前述したとおり、多くの法人は、県と市の双方に条例指定を申請することが想定されることから、県と市の整合性や法人の事務負担軽減等を考慮し、柔軟に運用できるような制度とすることが望ましい。

具体的には、県の条例指定後に申請する場合、共通する「運営要件」は、審査を省略することを検討すべきであると考ええる。

また、川崎市内のみで活動を行っている法人を県が指定している場合は、「公益要件」についても、要件の緩和を含めて、審査を簡略化することを検討することが望ましい。ただし、県の審査委員会において、川崎市の「公益要件」とする「市内における公益的活動の実績」や「地域における支持」と同一の観点から、公益性が認められていることが前提であると考ええる。

さらに、共通する要件については、審査だけではなく、書式や関係書類等の共通化等、申請手続全般についても、県と調整を図っていくべきであると考ええる。

(2) 近隣自治体との連携

- ・ 近隣自治体での条例指定後に申請する場合
 - ⇒①県内の自治体については、共通する運営要件があれば、その部分の審査を省略することを検討する
 - ②県外の自治体については、審査にあたっての参考情報とする

【考え方】

市域を越えて広域的な活動を行っている法人が、他の自治体で条例指定された後に、川崎市に申請することが想定される。

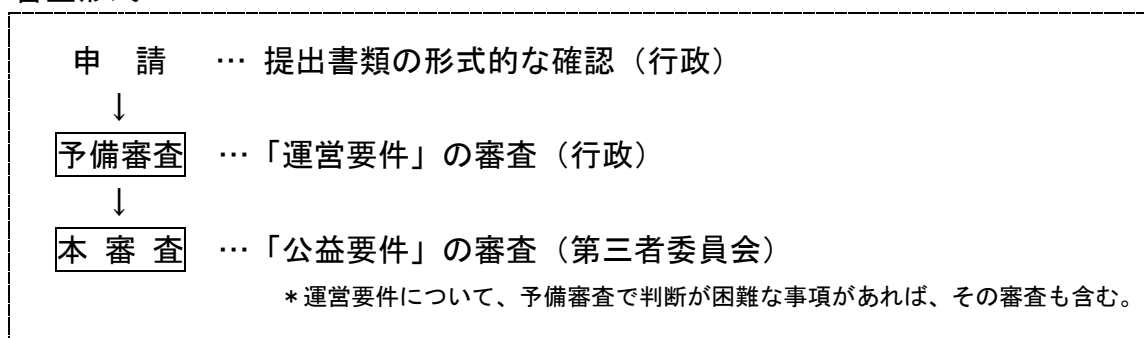
県内自治体については、県が基本的な考え方を共有できるよう調整を行っていることから、県との整合性に留意し、類似の制度を導入する自治体が多いと見込まれる。そこで、法人及び市の事務負担を軽減するため、「運営要件」に限り、他の自治体で共通する要件の審査を省略することを検討すべきであると考ええる。

一方、「公益要件」については、川崎市における公益性を判断するため、審査の簡略化は行わないことが適当である。ただし、法人の利便性を考慮すると、他の自治体との連携も研究課題としていくことが望ましいと考ええる。

また、県外の自治体については、基本的な考え方を共有する制度となるかも不明であり、審査を省略できる要件を判断するのは困難であるため、指定を受けている事実だけを審査にあたっての参考情報として扱い、川崎市の全ての指定要件を審査することが適当であるとする。

2 審査

(1) 審査形式



【考え方】

審査には、公正性や公平性ととも、効率性や恣意的な判断の可能性を排除することが求められる。

このため、審査を二段階とし、数値等で客観的な判断が可能な「運営要件」の審査を行政が行い、内容に応じた適切な判断が求められる「公益要件」の審査は第三者委員会が担うことが適当である。

本審査を行う第三者委員会には、専門的な視点で幅広い見地から適切な判断ができる者や、地域のNPO法人の実態に明るい者の参画が望ましいことから、学識経験者や中間支援組織等構成員等で構成し、合議制（原則として全会一致制）で審査することが適当であるとする。

(2) 審査方法

- ・ 書類審査を基本とし、必要に応じて、ヒアリング等（実地調査含む）を実施
- ・ 予備審査前に、一定期間の縦覧を行う
- ・ 本審査を行う審査委員会は、非公開とする

【考え方】

審査の効率性を考慮し、原則として法人が提出した書類の審査により実施するが、必要に応じて、実地調査を含むヒアリング等の実態審査も可能としておくことが適当である。

また、法人からの申請書類については、地域からの意見を求めるため、申請から審査までの一定期間、縦覧に供するものとする。縦覧期間中に市民意見が寄せられた場合は、参考情報として審査委員会に報告する。

会議公開の扱いについては、委員長の選出や各議題の公開・非公開の決定等、会議の運営事項に係る部分は公開とする。しかしながら、本審査については、公

にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼしたりする可能性があることから、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項に基づき、非公開とすることが適当である。

(参考)「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」

第5条第3項 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項（指定管理者に関する事項にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

3 各種期間等の設定

(1) 条例指定の頻度

<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例指定の頻度：年2回を基本とする ・ 標準処理イメージ（6月と12月の場合） 											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前相談（随時）											
6月指定					12月指定						
申請 期間	縦覧	予備・本審査 ⇒法制審査	議案 確定	議会	申請 期間	縦覧	予備・本審査 ⇒法制審査	議案 確定	議会		
* 法制審査…法制担当部署による条例改正案の審査											

【考え方】

条例に指定法人の名称と所在地を記載するための条例改正については、市議会への議案上程が必要となる。その頻度は、上記の「標準処理イメージ」を考慮したうえで、年4回開催される市議会定例会のうち、2回とすることを基本に、県内自治体の動向等も踏まえて判断する必要があると考える。本審査に係る審査委員会の開催運営や議会上程に伴う法制審査等の事務効率性（行政コスト）と、法人の利便性等を比較衡量すると、4回とする必然性は薄いと考えられる。

なお、事前相談は随時受け付けるが、いつまでに申請が受理された場合はどの議会で指定のための改正条例の議案上程を行うことができるかを明確にするため、申請期間を定めることが望ましいと考える。

また、寄附者の利便性を考慮すると、条例改正時期（指定の日）にかかわらず、12月31日までに条例指定された法人への寄附金は、その年の1月1日に遡って寄附金控除の対象とするのが適当であると考えられる。

(2) 実績判定期間

- ・原則2年間（更新時は指定の有効期間）とする
- ・設立後2年未満の法人は、設立の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間で判定（この場合、任意団体時の実績を加えることも可能とする）

【考え方】

実績判定期間は、公益要件・運営要件とも、認定NPO法人制度との共通性を考慮して原則2年間（更新時は指定の有効期間）とするのが適当である。

実績判定期間中に任意団体から法人化した場合、活動・財産・人的体制等の継続性が確認できれば、申請者の任意により、実績判定期間中の任意団体時の実績を含むことも可能とするのが望ましい。

なお、「運営要件」の一つとして、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過しているという要件を課しているため、最低でも法人として1事業年度分の実績は必要となる。

(3) 指定の有効期間

- ・原則5年間とし、更新制とする
- ・運営要件の緩和特例を選択した法人は、3年間の更新制とする
- ・更新時は、要件を簡略化する

【考え方】

一定数の指定法人が認定NPO法人への移行を目指すことを考慮し、条例指定と認定の更新時期がずれることによる法人負担の増加を避けるため、認定NPO法人と同様の5年間とするのが適当である。

ただし、認定NPO法人に移行することは望まないで、「緩和特例」により「運営要件」の一部緩和を選択した法人については、事業規模が小さいことから、法人運営上の変動要素も大きいことが想定されるため、有効期間を3年間に短縮することを検討する。

なお、更新時は、法人の事務負担軽減等を考慮して、要件を簡略化できるような制度設計とすることが必要であると考ええる。

4 広報等

(1) 効果的な広報

このたびのNPO法人関連の制度改正は、平成10年のNPO法成立以来の抜本的な改革であり、新聞の社説等においても取り上げられているところであるが、一般の認知度は概して低いのが現状である。また、条例指定制度と認定・仮認定制度との関係性等、内容が非常に複雑であり、わかりづらいものとなっている。

そこで、広く市民に制度を知ってもらうための効果的な広報について検討する必要がある。

(2) 寄附促進の取組

一般に、「欧米と比較して日本には寄附文化が根付いていない」と言われている。しかしながら、このたびの東日本大震災に際しては、被災者等に対して多大な義援金が寄せられるなど、決して日本人のチャリティ精神が低い訳ではなく、寄附が習慣として浸透していないだけであると考ええる。

条例指定制度の導入をはじめとするNPO法人関連の制度改正により、制度的にはNPO法人への寄附を促進する環境が一定程度整うが、それだけで寄附が自然に集まるものではない。

実効性の低い制度とならないように、条例指定制度を導入する際には、実際に寄附を促進させるような取組についても検討していく必要があると考える。

また、制度が導入された後は、NPO法人についても、これまで以上に情報発信に努め、市民の共感を得て寄附を募ることにより活動の幅を広げ、市民同士が「相互支援」する真の市民社会の実現に向けて、取り組んでいくことを期待する。

NPO法人新制度の概要

名称		(認証)NPO法人	認定NPO法人	仮認定	条例指定
制度概要		NPOに法人格を付与する制度	一定の要件を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度	設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に仮認定を与える制度(法施行後3年間は、全NPO法人が対象)	個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度
根拠法令		特定非営利活動促進法(NPO法)	特定非営利活動促進法(NPO法)	特定非営利活動促進法(NPO法)	地方税法、都道府県・市区町村の条例
基準		NPO法に定めのある要件を満たしたものを所轄庁が認証(=書類の記載内容が法に則しているかを審査し、証明する)	PST(=パブリック・サポート・テスト。収入に占める寄附割合)等の要件(運営組織、経理、事業活動、情報公開等が適正であることを証する書類等)を審査して認定。税優遇(寄附金控除)の対象となるため、厳格な審査が求められる。	設立の日から5年を経過しない法人で、PST要件以外の認定NPO法人の基準を満たすもの	対象は「住民の福祉の増進に寄与するNPO法人」とされているが、実施の要否や基準等は、自治体の裁量に委ねられている。ただし、NPO法人の名称と主たる事務所の所在地を条例に書き込まなければならない。
税優遇措置	寄附者	【個人の寄附】なし 【法人の寄附】なし	【個人の寄附】所得税の寄附金控除、所得控除のみ→所得控除・税額控除(40%)選択制に変更、個人住民税：税額控除(都道府県4%+市区町村6%) ※適用下限額は2,000円、個人住民税は別途各自治体の指定を受けていることが前提 相続税(寄附分を課税対象から除外) 【法人の寄附】法人税：一般の寄附金とは別枠の損金算入額	【個人の寄附】所得税、個人住民税は認定と同じ、相続税は対象外 【法人の寄附】認定と同じ	【個人の寄附】個人住民税の寄附金控除：税額控除(都道府県4%+市区町村6%) ※適用下限額2,000円 【法人の寄附】なし
	当該NPO	なし	みなし寄附金制度(収益事業の収益を非収益事業に使用した場合、寄附金とみなして一定の範囲で損金算入できる制度)	個人が10,000円寄附⇒4,000円程度の税控除 ※ 申告書の提出先は原則として税務署 なし(認定NPO法人と異なる)	個人が10,000円寄附⇒800円程度の税控除 ※ 申告書の提出先は市区町村 なし
有効期間(実績判定期間)		無期限	5年(実績判定期間：これまで認定を受けたことがない場合は2年、更新の場合は5年)	3年(実績判定期間：2年)	都道府県・市区町村が任意に設定
法人数(*)		全国：約43,700 神奈川県：約3,000、川崎市：約350	全国：242(全認証法人の約0.5%) 神奈川県：20、川崎市：1		

* 法人数：認証はH23.11.30現在、認定はH23.12.16現在のデータ。神奈川県及び川崎市の法人数は、主たる事務所がその区域内にある法人数。なお、川崎市内にのみ事務所がある本市所管法人数は、H23.11.30現在、313法人

<認定等の取得フロー>

PSTとは？

認定要件の一つであるPSTは、パブリック・サポート・テストの略で、広く市民からのサポートを受けているかの基準。従前は相対値基準のみだったが、法改正後①相対値基準、②絶対値基準、③条例指定の3つのうち、いずれかを満たせばよいとされた。

NPO等(任意団体)

NPO法に定める要件

(認証)NPO法人

1 直接、認定取得

2 仮認定から認定取得

* 仮認定の対象：認証取得後、5年以内
* 経過措置：法施行後3年間(平成27年3月31日)までは、全NPO法人対象

3 仮認定後、条例指定を受け認定取得

4 条例指定を受けて認定取得

5 条例指定のみ取得

PST以外の認定要件

仮認定

仮認定取得後、3年の有効期間が経過すると失効する

(仮認定の延長はないため、失効後、認定取得するには、1又は4による)

X

条例に基づく要件

条例指定

認定要件

PST要件

①相対値基準、又は②絶対値基準で適合

①相対値基準、又は②絶対値基準で適合

①相対値基準…総収入に占める寄附割合が5分の1以上
②絶対値基準…3,000円以上の寄附を年平均100人以上
③条例指定…個人住民税の寄附金控除の対象として、都道府県・市区町村の条例で指定された法人

③条例指定で適合

③条例指定で適合

PST以外の要件

●●●●●●●●
所不所情事運活
轄正轄報業営動
庁行庁公活組の
の為へ開動織対
証等のにに及象
明に書関関びに
に開類すす経関
関するる理す
する関要要に
る要す件件関要
要件るす件
件要件る要件

条例指定を受けると、PST要件を満たす(その条例を制定した自治体の区域内に事務所を有するものに限る)

認定NPO法人

任意団体を经ず、直接NPO法人となることも可能

条例指定制度に係る要件の考え方

資料2

条例指定制度に係る要件の考え方について、認定NPO法人制度の認定要件等と比較しながら、整理したものである。
 川崎市における「基準の考え方」を示すとともに、「厳格化」、「通常」、「緩和」のそれぞれの要件について、認定要件と同じ要件を課すものに「○」、要件を課さないものに「－」、認定要件とは異なる独自の要件を課すものに「★」を付した。情報公開については、法人に閲覧書類のインターネットによる公開を課すものに「◎」を付している。（「厳格化」特例、「緩和」特例の詳細については、P.12「事業規模や状況等に応じた特例措置」参照。）

なお、神奈川県の特例についても、県と市の整合性や法人の事務負担軽減等を考慮し、基本的な考え方を共有することが望ましいとの観点から、参考に記載した。県は小規模特例を設ける予定である。

改正NPO法の認定基準等	条例指定の要件					
	川崎市				神奈川県	
	基準の考え方	厳格化	通常	緩和	通常	小規模
1 パブリックサポートテスト(PST)(次の基準のうち、いずれか一つを満たすこと) (1) 相対値基準(実績判定期間中の経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上) (2) 絶対値基準(実績判定期間中の各事業年度において3,000円以上の寄附を行った者の各事業年度当たりの平均が100人以上) (3) 条例の個別指定(その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により、個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人)	1 公益要件 PSTに代わる基準として独自に指定要件を設定し、「公益要件」とする。川崎市においては、数値基準を適用するとともに、特例の適用についても検討する。	★ 条例指定の数値基準を厳格化	★	★	★	★
2 活動の対象(事業活動のうち、次の活動の占める割合が50%未満) (1) 会員等に対する資産の譲渡等、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動 (2) その便益の及ぶ者が会員等その他特定の範囲の者である活動 (3) 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 (4) 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動	2 運営要件 (1) 活動の対象(事業活動のうち、次の活動の占める割合が50%未満) この要件は、共益的活動の割合に関するものであるが、認定NPO法人制度において、認定を取消できる要件とはなっておらず、準用する必要はないと考える。	－	－	－	－	－
3 運営組織及び経理 (1) 役員の総数のうち、役員並びにその親族等の占める割合が1/3以下 (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの親族等の占める割合が1/3以下 (3) 各社員の表決権が平等であること (4) 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人並みに帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつその帳簿書類を保存していること (5) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと	(2) 運営組織及び経理 認定NPO法人制度において、認定を取消できる要件となっている。さらに、内容も指定の判断に必要と考えられるため、準用することが適当と考える。	○	○	○	○	○

改正NPO法の認定基準等	条例指定の要件					
	川崎市			神奈川県		
	基準の考え方	厳格化	通常	緩和	通常	小規模
4 事業活動	(3) 事業活動					
(1) 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	<p>認定を取消できる要件となっている(1)・(2)・(3)は、内容も指定の判断に必要不可欠と考えられるため、準用することが適当である。</p> <p>認定を取消できる要件とはなっておらず、準用する必要はないと考える。ただし、NPO法人は、「特定非営利活動を行うことを主たる目的」として設立された法人であることから、特定非営利活動を最低でも50%を超えて行っていることが前提である。</p> <p>認定を取消できる要件とはなっておらず、準用する必要はないと考える。</p>	○	○	○	○	○
(2) 役員や社員、寄附者、これらの者の親族等に対して特別の利益を与えないこと		○	○	○	○	○
(3) 営利を目的とした事業を行う者、宗教活動、政治活動等を行う者、又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行っていないこと		○	○	○	○	○
(4) 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		—	—	—	—	—
(5) 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること		—	—	—	—	—
5 情報公開	(4) 情報公開	◎:法人にインターネットによる公開を課すもの				
★ 神奈川県の独自基準 活動の目的、内容、実績等に関する事項(定款で定めた事業の事業別内訳等)を記載した書類を提出すること	これは、法人情報を一覧化した神奈川県のオリジナル様式である。県内の多くの自治体の活用が見込まれ、市民の利便性も高いことから、川崎市においても指定申請時に提出を求めることが適当である。	★	★	★	★	★
(1) 次のア〜カに掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、その事務所において閲覧させることに同意する旨の書類を提出すること * 申請時は、ア〜カの書類提出は不要であり、閲覧に同意するだけで要件を満たす。	<p>閲覧の規定(閲覧対象書類について閲覧の請求があった場合に、正当な理由がある場合を除き、法人事務所において閲覧させることを遵守しないことはNPO法違反となり、認定を取消できる要件となっていることから、情報公開の要件は、原則として準用することが適当であると考え。</p> <p>なお、認定制度で閲覧対象となっている書類のうち、海外送金等にかかる書類については、神奈川県と同様に準用せず、閲覧対象から除外することとする。</p> <p>また、市民が法人の活動内容や寄附の用途等を知るためには法人による情報の公開が重要であることから、神奈川県と同様、閲覧書類の一部について、インターネットでの公開を課すこととする。</p> <p>川崎市では、法人に対してインターネットでの公開を課す書類を次のとおりとする。 ①全てのNPO法人に閲覧が義務付けられている書類のうち、個人情報が含まれない書類(事業報告書及び定款等) ②寄附者が寄附の用途を知るために必要な「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」</p>	○	○	○	○	○
ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等		◎	◎	○	◎	○
(ア) 事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等)		○	○	○	○	○
(イ) 役員名簿		◎	◎	○	◎	○
(ウ) 定款等(定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)		◎	◎	○	◎	○
イ 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		※基準及び欠格事由は条例指定と読み替える				
(ア) 基準に適合する旨を説明する書類		○	○	○	○	○
(イ) 欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○	○	◎	○
ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
(ア) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		◎	◎	○	◎	○

改正NPO法の認定基準等	条例指定の要件					
	川崎市			神奈川県		
	基準の考え方	厳格化	通常	緩和	通常	小規模
エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
(ア) 役員報酬の支給に関する規程		○	○	—	◎	○
(イ) 職員給与の支給に関する規程		○	○	—	◎	○
オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類	緩和特例の適用法人については情報公開の要件を緩和する。					
(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	具体的には、閲覧対象の書類を限定するとともに、閲覧資料のインターネットでの公開は課さないこととする。	○	○	—	○	○
(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	申請時は、書類の閲覧に同意するだけで要件を満たすが、条例指定後はこれらの書類を所轄庁に提出するとともに、法人事務所での閲覧を可能にしなければならない。このため、緩和特例の適用法人に過大な負担をかけないよう、閲覧対象の書類は最低限とすることが適当であると考ええる。	○	○	—	◎	○
(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収入及び支出の生ずる取引についてそれぞれ取引金額の多い上位5者との取引 ・役員等との取引	そのような法人については、全てのNPO法人に閲覧が義務付けられている「事業報告書等、役員名簿及び定款等」に加え、指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を証明する書類、法人への寄附に関する書類に限り、閲覧対象とする。	○	○	—	○	○
(エ) 寄附者（役員又は役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の前事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	また、閲覧資料のインターネットでの公開については、対応が難しい場合もあると考えられることから、要件とはしない。	○	○	—	◎	○
(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		○	○	—	◎	○
(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		○	○	—	○	○
(キ) 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日		—	—	—	—	—
★ 神奈川県の独自基準 会員以外の有償・無償ボランティア労働の年月日、氏名、時間数を記載した書類（有償・無償ボランティア労働を実績判定の要素に選択した場合）	川崎市の公益要件の判断基準の1つとして、「市内での活動が無償ボランティアによって支えられていること」を例示しているが、指定後の閲覧書類にあえて加えることは不要と考える。	—	—	—	★	★
カ 助成金の支給を行った場合及び海外送金等を行う場合に所轄庁に提出した書類						
(ア) 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		○	○	—	◎	○
(イ) 海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは事後に）所轄庁に提出した書類の写し		—	—	—	—	—

改正NPO法の認定基準等	条例指定の要件					
	川崎市			神奈川県		
	基準の考え方	厳格化	通常	緩和	通常	小規模
6 所轄庁への書類の提出	(5) 所轄庁への書類の提出					
各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること	認定を取消できる要件であり、NPO法に基づき、全てのNPO法人に課されている書類の提出は、条例指定を受ける前提として、当然、提出している必要があると考えられることから、準用することが適当である。	○	○	○	○	○
7 不正行為等	(6) 不正行為等					
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	認定を取消できる要件であり、基準の内容としても指定の判断には必要不可欠なものと考えられるため、準用することが適当である。	○	○	○	○	○
(所轄庁証明書の交付…改正NPO法では削除)	所轄庁が認定を行うようになるため、認定要件としては不要となるが、指定にあたっては、川崎市以外が所轄庁の場合、別途所轄庁に照会を行うことも検討する。					
8 設立後の経過期間	(7) 設立後の経過期間					
① 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	認定と同じ基準とすることが適当である。	○	○	○	○	○

川崎市市民活動推進委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市が定める市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることにより、市民主体の活力ある地域社会を実現するため、川崎市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 市民活動支援指針に基づく事業の推進に関すること。
 (2) 市民活動の具体的な支援策に関すること。
 (3) その他市民活動の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、委員8人以内をもって構成する。
 2 委員は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募市民から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
 2 委員長は、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(小委員会)

第7条 委員長は、推進委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて、小委員会を置くことができる。
 2 小委員会の出席者は、委員のなかから、委員長が指名する。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会、小委員会において必要があると認めるときは、関係者及び参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市市民活動推進委員会・小委員会における検討経過

開催日等	会議名等	目 的
平成23年 6月15日(水) 6月22日(水)	特定非営利活動促進法改正案の成立 関連する税制改正法案の成立	
7月12日(火)	川崎市市民活動推進委員会	概要説明、小委員会設置
8月10日(水)	第1回川崎市市民活動推進委員会小委員会	条例指定制度の論点抽出 スケジュールの確認
9月8日(木)	第2回川崎市市民活動推進委員会小委員会	条例指定制度のあり方について (基本的な考え方、指定の対象とすべき NPO法人の範囲や基準等の考え方)
10月25日(火)	第3回川崎市市民活動推進委員会小委員会	中間取りまとめ(案)の審議
11月22日(火)	寄附金控除の対象となるNPO法人を条例指定する制度の導入に向けた市民意見交換会 (主催：小委員会・川崎市)	中間取りまとめに基づく説明・意見交換
12月15日(木)	第4回川崎市市民活動推進委員会小委員会	最終取りまとめ(案)の審議
12月22日(木)	川崎市市民活動推進委員会	最終取りまとめ(案)の報告

※ 「中間取りまとめ」に対する市民意見の募集について

11月18日 川崎市ホームページ上で公表し、意見を募集

11月22日 市民意見交換会を、かわさき市民活動センターで開催(参加者：33名)

川崎市市民活動推進委員会・小委員会 名簿

1 委員会名簿

区 分	ふり 氏 名	備 考
学識経験者	うし やま く に ひこ 牛 山 久 仁 彦	明治大学政治経済学部教授
	◎ む とう ひろ み 武 藤 博 己	法政大学大学院政策創造研究科教授
市民活動団体 関係者	○ お ぐら けい こ 小 倉 敬 子	LET'S 国際ボランティア交流会 (国際協力、社会教育)
	かわ むら まり こ 河 村 麻 莉 子	子育て支えあいネットワーク満 (保健・医療・福祉)
	ひろ おか のぞ み 広 岡 希 美	NPO法人ぐらすかわさき (まちづくり)
公募市民	ささ こ まさえ 笹 子 まさえ	/
	その だ あ す か 園 田 明 日 香	/

*◎…委員長、○…副委員長

2 小委員会名簿

区 分	ふり 氏 名	備 考
市民活動推進委員会 委員	◎ む とう ひろ み 武 藤 博 己	法政大学大学院政策創造研究科教授
	○ お ぐら けい こ 小 倉 敬 子	LET'S 国際ボランティア交流会 (国際協力、社会教育)
	ささ こ まさえ 笹 子 まさえ	/
参考人 (学識経験者)	とび た ひろ し 飛 田 博 史	公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 (地方財政)

*「川崎市市民活動推進委員会設置要綱」第7条（小委員会）に基づき、小委員会を設置し、第8条（関係者等の出席）に基づき、参考人の出席を求めた。